

自動記録機の封印シールについて

各自動記録機の封印シールは、記録機の機密性を保護するものであります。封印シールの無い場合や、はがした跡がある場合は「不正使用」と判断されることがあります。

自動記録機アティス・システムを使用する際の諸規定

1. 連合会において自動記録機（アティス・システム）を使用する場合、当該団体は以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器の点検は少なくとも5年に1回は実施し、不良機器に関しては完全に補修しなくてはならない。
 - (1) パーソナル・コンピュータ（以下P.C.と略）
 - (2) P.C.用プリンタ
 - (3) アティス・クラブ・システム
 - (1)(2)(3)は連合会の責任者複数の管理責任の下にある。その操作は相互立会いの下に行うこと。上記の者以外、いつ、いかなる場合でも操作することはできない。また、レース参加者が1メートル以上それに接近することを禁止する。
2. アティス・クラブ・システムの構成は以下の機器から成る。
 - (1) クラブ・アンテナ
 - (2) クォーツ製マスター・クロック
 - (3) 認定用キー Aノ赤色（参加資格登録用ならびに審査用）
 - (4) 認定用キー Bノ青色（レース持ち寄り用）
 - (5) パソコン用ソフト・ウェア（オートコン）

クラブ・アンテナ、認定用キー A、認定用キー Bには各々固有の品番があるので、当該団体はそれを明記し、保管しておくと共に必ず上部団体（地区競翔連盟など）に申告しておかなくてはならない。クラブ・システムを複数使用する場合も同様である。

 - ② クォーツ製マスター・クロックを使用する場合、連合会の取決めにより、ゴム輪記録機の閉函規正時刻の前に規正しておくこと。自動記録機を使用するレースの参加者は持ち寄り時に自己が所有する自動記録機（アティス・トップ）を連合会責任者に委託し、マスター・クロックに接続して規正してもらうこと。マスター・クロックは、1月最大値プラス・マイナス1秒の誤差があるものと想定し、これも連合会の取決めにより従来の開函規正の1時間、あるいは2時間前に時報に合わせてマスター・クロックを再規正しておくこと。複数のマスター・クロックを併用する場合は、まず、1台だけ規正し、それを基準に順次2台目、3台目を規正すること。
 - ③ 当該団体だけではなく、複数の連合会合同のレース、あるいは連盟レースでは総合審査の際、連合会のマスター・クロックが時報通り規正され正確に作動しているかどうか総合審査委員長あるいはその代理人のチェックを受けることが義務づけられる。
3. 自動記録機（アティス・システム）を連合会の会員が使用する場合、以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器は少なくとも5年に1回は連合会責任者の点検を受け不良機器は完全に補修しなくては

はならない。

- (1) アティス・トップ（自動記録機の端末機）
 - (2) ロフト・アンテナ（2羽用、6羽用、8羽用の3タイプ）
 - (3) リング・チップ
 - ① アティス・トップには固有の品番がある。アティス・トップを使用する場合、連合会会員はその開始年月日、品番を所属連合会に申告しておかなくてはならない。
 - ② ロフト・アンテナを使用する場合、その型式、台数、設置場所、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届出なくてはならない。連合会の責任者はそれを現場で設置位置が規定に合致していることを確認し、取り外しの出来ないように鳩舎の一部に固定封印すること。また、確認後は写真の裏に確認年月日、署名あるいは押印の上、保管すること。

尚、変更のある場合、その旨速やかに届出をし、再度責任者の承認を得ること。それに違反した場合は、自動記録機でのレース記録はすべて無効になる。
 - ③ ロフト・アンテナの設置場所は、通常、帰還鳩が外に出られない範囲で、また帰還鳩を掌握可能な鳩舎内とし、帰還鳩がかならず通過するところとする。また、スピード・トラップを使用している会員はその内側に設置することを義務づけられる。
 - ④ リング・チップにはシリアル・ナンバー（暗証番号）が内蔵されている。連合会会員は自己が購入したリング・チップの個数とレースで使用するリング・チップのシリアル・ナンバーを連合会に申告しなくてはならない。（これは4. のレース参加資格登録でなされる）
4. レース参加資格登録
 - ① レースシーズン前、自動記録機を使用する会員がいる連合会では、P.C.とクラブ・システム、そしてアティス・トップを連結し、所属連合会会員のレース参加予定鳩をP.C.に登録しなくてはならない。連合会は、複数の責任者及び役員で参加予定鳩のリング・チップが正常に装着されていることを確認の上、脚環番号とリング・チップに内蔵されているシリアル・ナンバーとを組み合わせる作業を行わなくてはならない。但し、この作業は順序が逆になってもよいが、参加予定鳩の所有者をこの作業から疎外しておくこと。
 - ② 連合会会員はP.C.にレース参加資格登録した鳩のみを自動記録機を使ってレースに参加できる。もし、シーズン中に別の鳩を自動記録機を使ってレースに参加することを希望する場合、もしくは既に参加資格登録を済ませた鳩でリング・チップに破損が生じたり、不良品であることが判明した場合、連合会責任者に申請し改めてレース参加資格

登録をすることができる。

- ③ 登録終了後、連合会の責任者は各連合会会員のレース参加登録鳩のリストを2部印刷し、当該責任者並びに当該会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会が保管し、もう1部は当該会員に交付すること。
- ④ リング・チップの装着に際しては、装着前は取外し可能な私製環を付け、装着後はリング・チップの上に氏名、電話番号を記入したテープあるいはそれに相当するものを巻き付けること。

5. 持ち寄り

- ① 各レースへの参加登録はクラブ・システムと自動記録機（アティス・トップ）を併用することによってなされる。登録は、参加鳩の脚環番号と連合会責任者の管理下にあるアティス・トップに表示された脚環番号が合致したとき認定される。参加登録後、連合会責任者は参加鳩リストを2部印刷し、当該責任者と当該会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、もう1部は当該会員に交付すること。
- ② 参加登録に際しては、参加鳩舎はその作業から疎外されていなくてはならない。
参加登録後、連合会責任者は取決めにより10羽あるいは15羽単位で籠詰めし、厳重にしてコンテナまで運ぶこと。また、籠からコンテナに鳩を移すとき、連合会責任者は必ず籠の中の鳩の数をカウントし、取決め通りの羽数であることを確認すること。

6. 審査

- ① 連合会の取決めにより、審査はマスター・クロックを規正した後、ゴム輪記録機の開函規正時刻より前から始めてもよい。連合会責任者は各鳩舎単独の成績を2部印刷し、当該責任者並びに当該会員の署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、1部は当該会員に交付すること。
- ② 各会員が使用する自動記録機（アティス・トップ）と正時（マスター・クロックの時間）との誤差は各鳩舎の帰還鳩記録時間が印刷されたとき明示されるので、連合会責任者はその誤差を修正の上、成績表を作成すること。
- ③ アティス・トップは放鳩時刻とレースの実距離を入力すると分速が自動的に算出され、印刷される機能を持っているが、アティス・トップ自体の誤差修正はこの時点ではなされていないので、その数値は審査上では無効とする。
- ④ アティス・トップによる記録時間は秒未満を繰り上げて読む。

7. 特 例

アティス・システムでは、レースのたびに各参加鳩のリング・チップに4桁の乱数の1つが書き込まれる。その機能により1台で同時に5レースの帰還鳩の記録と識別ができ、審査のときに印刷されて出てくるようになっている。したがって、従来のように同日レースに複数の記録時計を用意する義務から免れられる。